

節句飾りと知的財産

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

3～4月には女子の節句（桃の節句）、5～6月には男子の節句（端午の節句）が行われ、伝統的な人形や置物が飾られたり、のぼりがあげられており、お子様のいる家庭のみでなく、地域全体にとって連帯感が高まる重要なイベントとなっています。



節句は「季節の節目となる日」のことを言い、中国から伝えられた「陰陽五行説」が由来とされており、古くから1年の季節の節目として大切に対応されてきました。

その飾り付けのための人形・置物やのぼりも時代に応じて工夫が施され、徐々に変化していると云われています。

そこで、本稿では節句人形・置物やのぼり、飾り物について知財面の推移を中心に調査を行いましたのでお知らせします。なお、商標登録については、多くが同じ類似群コードに含まれており判別ができませんので、対象外と致しました。

2. 特許・実用新案登録の動向

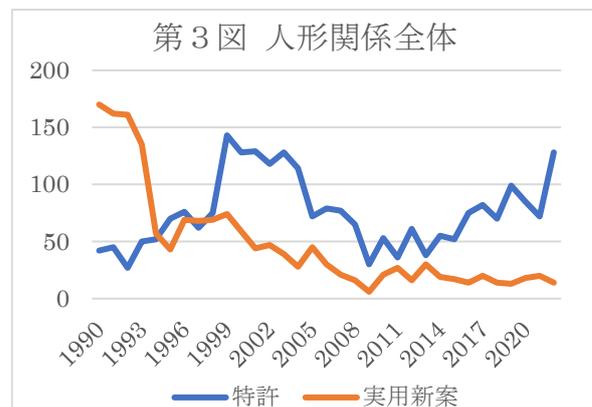
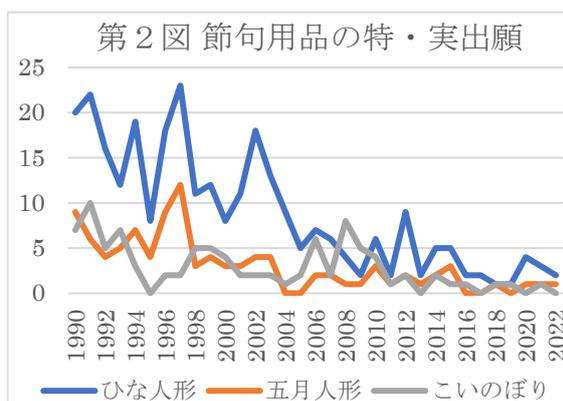
特許・実用新案登録の調査は、以下の特許分類（F I）（第1図）で1990年以降について実施しました。

第1図 対象特許分類（F I）

対象品目	特許分類（F I）
五月人形、武者人形	A63H 3 /00@B、3/50B、3/52H
節句人形（ひな人形）	A63H3/00@A、3/50A、3/52@E
こいのぼり	A47G33/00@H

（1）出願件数の推移（第2、3図）

第2図に示すように全体的に多いとは云えません。さらに、3種類共に減少が続いています。



古くから存在する品物であって、工夫が充分に加えられていると共に、出生数の減少による需要の減少も影響していると思われます。

節句人形では減少傾向にあるものの、人形関係全体での変化を確認してみました（第3図）。その結果、2009年までは減少したが、以降は増加しており、業界全体では減少傾向でないことが確認されました。

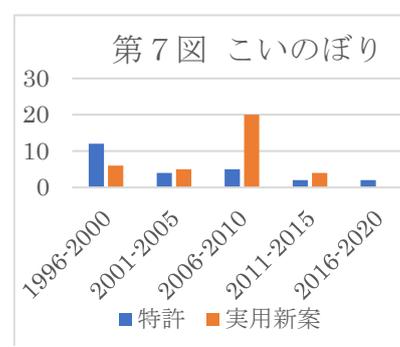
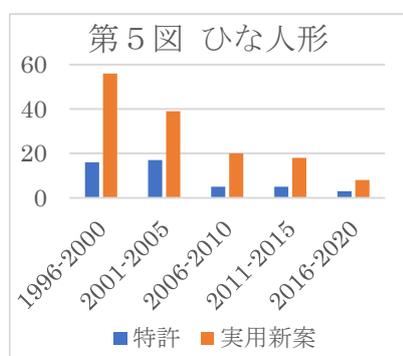
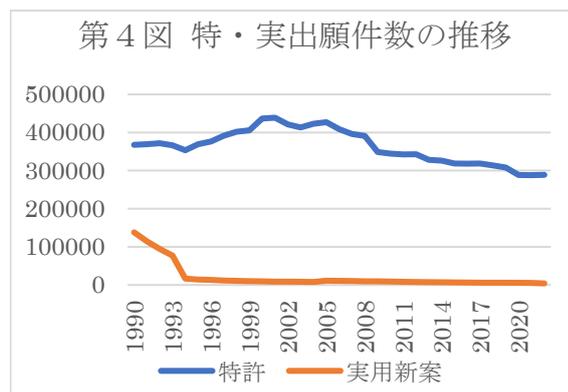
なお、実用新案の出願（登録）件数は、1994年に大幅に減少し、以降は少ない件数が続いています。これは、無審査制度並びに存続期間の縮小（1994年実施）によって、実用新案登録の評価が下がったことの影響と考えられます。

（2）特許と実用新案の比率

①先項で、1994年の制度変更で実用新案登録の出願件数が大幅に減少したと記載しましたが、全国の動向を第4図に示します。両者の比率は、1990年には73：27であったが、1994年以降急変し、現在は98：2の状態が続いています。

②節句用品に絞って特許出願と実用新案登録件数の比率を比較します（第5～7図）。

いずれも、特許出願よりも、出願すれば登録になる実用新案登録が多い状態にあり、全国における両者の動向とは大きく食い違っています。このことは本業界技術動向における特徴の一つです。



3. 意匠登録の動向

①節句人形は外観が重要であると思われるため、意匠登録の動向についても調べてみました。なお、こいのぼりについては件数が少ないため省略します。

調査は、意匠分類の中から以下を抽出して行いました（第8図）。

第8図 対象意匠分類

対象品目	特許分類 (F I)
五月人形、武者人形	C2-1513、-1530、-1531、-1532
節句人形 (ひな人形)	C2-1511、-1512、-1520、-15210、-1523
こいのぼり	C2-1533

②意匠登録件数の動向（第9図）

五月節句人形、三月節句人形共に1990年代初めまでは相当数が維持されていたものの、1990年代後半以降は0件に近い状態が続いています。

4. まとめ

節句の文化は1000年も前の平安時代から重視され、江戸時代にも幕府の重要な祭礼の一つとされています。

このような長い歴史により、人形等の飾り物もほぼ完成状態に近いために知的財産の開発行為も円熟期に達しているように見えます。しかし、節句そのものは重要視されており、近所でも、複数軒で大きなこいのぼりが上げられており、地域全体が盛り上がっています。

知財総合支援窓口は、このような技術状況や法律の適用を正しく理解して、技術及び社会生活全体の進展に努めることも役割の一つと考えます。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面から産業の発達や企業の活性化等の社会の健全な発達のための支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

以上

（原稿作成 2024年6月5日）

